

多久市長 横尾俊彦から、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、多久市営土地改良事業（基盤整備促進）別府西地区の換地処分を平成 23 年 3 月 7 日行った旨届出があった。

平成 23 年 3 月 29 日

佐賀県知事 古 川 康